

平成 2 5 年

第 1 回市議会定例会 議案第 7 1 号

函館市都市公園条例の一部改正について

函館市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和 3 3 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）」を

「第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）」を

第 1 章の 2 都市公園の設置基準（第 2 条の 2 ～第 2 条の 6）

第 1 章の 3 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準（第 2 条の 7 ～第 2 条の 1 9）に、

「第 2 章 管理」を「第 2 章 都市公園の管理」に改める。

第 1 条中「函館市都市公園（以下「都市公園」という。）」を「都市公園」に、「及び」を「および」に改める。

第 1 章の次に次の 2 章を加える。

第 1 章の 2 都市公園の設置基準

（都市公園の配置および規模に関する技術的基準）

第 2 条の 2 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次条および第 2 条の 4 に定めるところによる。

（住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第 2 条の 3 市の区域内の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、1 0 平方メートル以上とし、市の市街地の都市公園の当該市街地の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする。

（市が設置する都市公園の配置および規模の基準）

第 2 条の 4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それ

それぞれの特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置および規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園および主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 市が、主として公害または災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息または観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、およびその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2

とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の6 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条または前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条または前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第1章の3 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

第2条の7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「移動等円滑化法」という。)第13条第1項に規定する条例で定める都市公園移動等円滑化基準は、この章に定めるところによる。

(一時使用目的の特定公園施設)

第2条の8 災害等のため一時使用する特定公園施設(移動等円滑化法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)の設置については、この章の規定によらないことができる。

(園路および広場)

第2条の9 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等（移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する園路および広場（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。第1号および第2号において「移動等円滑化法施行令」という。）第3条第1号に規定する園路および広場をいう。）を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を第5号の基準により併設すること。

カ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げる

こと。

キ 出入口が直接車道に接する部分には、点状ブロック等（移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等をいう。次号において同じ。）を敷設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の

状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を第5号の基準により併設し、またはエレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものを併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げる

こと。
キ 排水溝を設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。

ク 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分には、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック等および移動等円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。第6号および第2条の12第1項第2号において同じ。）を敷設すること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下この号、次号および第5号において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り

付けること。

ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ 踏面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げる
こと。

オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を次号の基準により併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもつてこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段もしくは段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段または段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げる
こと。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者，障害者等が転落するおそれのある場所には，柵，視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者，障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次条から第2条の17までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上および高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第2条の10 不特定かつ多数の者が利用し，または主として高齢者，障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は，そのうち1以上は，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は，次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は，120センチメートル以上とすること。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は，80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き，車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は，傾斜路を前条第5号の基準により併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所および管理事務所）

第2条の11 不特定かつ多数の者が利用し，または主として高齢者，障害者等が利用する休憩所を設ける場合は，そのうち1以上は，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は，次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は，120センチメートル以上とすること。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は，80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き，車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を第2条の9第5号の基準により併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の14第2項、第2条の15および第2条の16の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場および野外音楽堂)

第2条の12 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第2条の10第1号の基準に適合するものであること。

(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペースおよび第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端

の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を 80 センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を第 2 条の 9 第 5 号の基準により併設すること。

エ 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、粗面とし、またはぬれても滑りにくい材料で仕上げる

こと。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が 200 以下の場合にあつては当該収容定員に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、収容定員が 200 を超える場合にあつては当該収容定員に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（次項において「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、第 2 条の 14 第 2 項、第 2 条の 15 および第 2 条の 16 の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は 90 センチメートル以上であり、奥行きは 120 センチメー

トル以上であること。

(2) 次号に掲げる場合を除き，車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は，傾斜路を第2条の9第5号の基準により併設すること。

(4) 床面は，水平とすること。

(5) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には，柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前2項の規定は，不特定かつ多数の者が利用し，または主として高齢者，障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第2条の13 不特定かつ多数の者が利用し，または主として高齢者，障害者等が利用する駐車場を設ける場合は，そのうち1以上に，当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上，全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（次項において「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならない。ただし，専ら大型自動二輪車（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型自動二輪車をいい，側車付きのものを除く。）および普通自動二輪車（同表に規定する普通自動二輪車をいい，側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については，この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は，350センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者用駐車施設またはその付近に，車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第2条の14 不特定かつ多数の者が利用し，または主として高齢者，障

害者等が利用する便所は，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床面は，ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は，1以上の床置き式小便器，壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

(3) 前号の規定により設けられる小便器には，手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し，または主として高齢者，障害者等が利用する便所を設ける場合は，そのうち1以上は，前項各号に掲げる基準のほか，次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所（男子用および女子用の区別があるときは，それぞれの便所）内に高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第2条の15 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は，次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は，80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き，車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は，傾斜路を第2条の9第5号の基準により併設すること。

エ 高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

オ 戸を設ける場合は，当該戸は，次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は，80センチメートル以上とすること。

(1) 高齢者，障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には，車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には，当該便房が高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

(3) 腰掛便座および手すりが設けられていること。

(4) 高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第1項第1号アおよびオならびに第2号の規定は，前項の便房について準用する。

第2条の16 前条第1項第1号アからウまでおよびオならびに第2号ならびに第2項第2号から第4号までの規定は，第2条の14第2項第2号の便所について準用する。この場合において，前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは，「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場および手洗場)

第2条の17 不特定かつ多数の者が利用し，または主として高齢者，障害者等が利用する水飲場を設ける場合は，そのうち1以上は，高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は，不特定かつ多数の者が利用し，または主として高齢者，障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板および標識)

第2条の18 不特定かつ多数の者が利用し，または主として高齢者，障害者等が利用する掲示板は，次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者，障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第2条の19 第2条の9から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第2条の9の規定により設けられた園路および広場の出入口の付近に設けなければならない。

「第2章 管理」を「第2章 都市公園の管理」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、都市公園の設置基準および移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準を定めるため